

議案第55号

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和5年8月18日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 91 号
令和 5 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉
(公 印 省 略)

令和 4 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 4 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
令和4年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減は何か。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 1 1 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 1 2 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和4年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和5年6月1日から令和5年8月18日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室
霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和4年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数には誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和4年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	21,097,098,652	20,745,223,296	19,907,128,571	838,094,725
特別会計	9,317,909,000	8,995,699,609	8,871,702,442	123,997,167
合 計	30,415,007,652	29,740,922,905	28,778,831,013	962,091,892

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)	
一般会計	20,745,223,296	19,907,128,571	838,094,725	164,709,275	673,385,450	
特別会計	国民健康 保険	4,343,885,307	4,311,348,714	32,536,593	0	32,536,593
	後期高齢 者医療	989,018,582	977,769,155	11,249,427	0	11,249,427
	介護保険	3,662,795,720	3,582,584,573	80,211,147	0	80,211,147
合 計	29,740,922,905	28,778,831,013	962,091,892	114,622,275	847,469,617	

形式収支額は9億6,209万1,892円、このうち翌年度へ繰越すべき財源1億6,470万9,275円を差し引いた実質収支額は6億7,338万5,450円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	21,097,098,652	20,986,297,978	20,745,223,296	98.3%	98.9%
国民健康 保険	4,468,749,000	4,567,976,794	4,343,885,307	97.2%	95.1%
後期高齢者 医療	979,518,000	992,964,182	989,018,582	101.0%	99.6%
介護保険	3,869,642,000	3,685,766,830	3,662,795,720	94.7%	99.4%
合 計	30,415,007,652	30,233,005,784	29,740,922,905	97.8%	98.4%

歳入決算額は297億4,092万2,905円で、予算現額304億1,500万7,652円に対する収入割合は、97.8%となっている。また、調定額302億3,300万5,784円に対する収入割合は98.4%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	20,986,297,978	20,745,223,296	25,788,262	215,286,420	98.9%
国民健康 保険	4,567,976,794	4,343,885,307	31,219,413	192,872,074	95.1%
後期高齢者 医療	992,964,182	989,018,582	668,600	3,277,000	99.6%
介護保険	3,685,766,830	3,662,795,720	8,537,480	14,433,630	99.4%
合 計	30,233,005,784	29,740,922,905	66,213,755	425,869,124	98.4%

調定額は302億3,300万5,784円で、収入済額は297億4,092万2,905円であり、不納欠損額は6,621万3,755円、収入未済額は4億2,586万9,124円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,652,419,721	2,547,429,349	11,433,597	93,556,775
	固定資産税	2,844,171,386	2,740,001,714	12,270,500	91,899,172
	軽自動車税	162,928,289	146,876,805	2,084,165	13,967,319
	児童福祉費 負担金	74,152,990	72,836,110	0	1,316,880
	雑 入	358,365,144	343,818,870	0	14,546,274
会計小計				25,788,262	215,286,420
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,048,606,838	825,519,766	31,219,413	191,867,659
	雑 入	21,522,932	20,518,517	0	1,004,415
会計小計				31,219,413	192,872,074
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	427,540,800	423,595,200	668,600	3,277,000
会計小計				668,600	3,277,000
介護保険 特別会計	介護保険料	802,354,040	779,487,330	8,528,480	14,338,230
	雑 入	18,115,181	18,010,781	9,000	95,400
会計小計				8,537,480	14,433,630
合 計				66,213,755	425,869,124

不納欠損額は6,621万3,755円で、主なものは、市民税1,143万3,597円、固定資産税1,127万500円、国民健康保険税3,121万9,413円、介護保険料852万8,480円などである。

収入未済額は4億2,586万9,124円で、主なものは、市民税9,355万6,775円、固定資産税9,189万9,172円、国民健康保険税191,86万7,659円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	21,097,098,652	19,907,128,571	336,071,136	853,898,945	94.4%
国民健康保険 特別会計	4,468,749,000	4,311,348,714	0	157,400,286	96.5%
後期高齢者 医療特別会計	979,518,000	977,769,155	0	1,748,845	99.8%
介護保険 特別会計	3,869,642,000	3,582,584,573	0	287,057,427	92.6%
合 計	30,415,007,652	28,778,831,013	336,071,136	1,300,105,503	94.6%

歳出決算額は287億7,883万1,013円で、予算現額304億1,500万7,652円に対する執行率は94.6%となっている。

翌年度への繰越額は3億3,607万1,136円で、不用額は13億10万5,503円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和4年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 207 億 4,522 万 3,296 円で調定額に対する収入率は 98.9%となっている。歳出決算額は 199 億 712 万 8,571 円で予算額に対する執行率は 94.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）8 億 3,809 万 4,725 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 6,470 万 9,275 円を控除した実質収支額は 6 億 7,338 万 5,450 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.5%、法人市民税 100%、固定資産税 99%、軽自動車税 96.9%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 28.5%、法人市民税 29.5%、固定資産税 27.3%、軽自動車税 26.7%となっている。

また、令和4年度において、個人市民税 1,052 万 5,597 円、法人市民税 90 万 8,000 円、固定資産税 1,227 万 500 円、軽自動車税 208 万 4,165 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 43 億 4,388 万 5,307 円で調定額に対する収入率は 95.1%となっている。歳出決算額は 43 億 1,134 万 8,714 円で予算額に対する執行率は 96.5%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 3,253 万 6,593 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.8%、後期高齢者支援金分 93.6%、介護納付金分 90.9%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 26.3%、後期高齢者支援金分 26.1%、介護納付金分 25.8%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 0%、後期高齢者支援金分 0%、介護納付金分 0%となっている。

なお、令和4年度において、一般被保険者国民健康保険税 3,103 万 6,713 円、退職被保険者等国民健康保険税 18 万 2,700 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 9 億 8,901 万 8,582 円で、調定額に対する収入率は 99.6%となっている。歳出決算額 9 億 7,776 万 9,155 円で予算額に対する執行率は 99.8%となっている。歳入歳出差引額（形式

収支) は1,124万9,427円となっている。

なお、令和4年度において66万8,600円の不納欠損処分が行なわれている。

(4) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額36億6,279万5,720円で調定額に対する収入率は99.4%となっている。歳出決算額は35億8,258万4,573円で予算額に対する執行率は92.6%となっている。歳入歳出差引額(形式収支)は8,021万1,147円となっている。

なお、令和4年度において853万7,480円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和4年度0.59、令和3年度0.59、令和2年度0.61、令和元年度0.61、平成30年度0.61と、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和4年度は100.1%で、前年度の97.4%と比べ、2.7%増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和4年度は89.9%で、前年度の88.9%に比べ、1%増加している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は88.2%で、前年度83.5%と比べ、4.7%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

令和4年度は5.9%で、前年度の10.2%と比べ、4.3%減少している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和4年度は9.5%で、前年度の9.7%と比べ、0.2%減少しているが、ほぼ横ばいの状況である。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、第2常陸野公園用地及び複合交流拠点施設整備事業用地を取得したことなどにより53,107㎡増加し、令和4年度末現在高は1,436,962㎡となっている。

建物の延床面積は、志士庫第1公民館の払下げ等により503㎡減少し、令和4年度末現在高は130,906㎡となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和4年度末現在高は80,419㎡となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中の増減はなく、令和4年度末現在高は7,865万7,000円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入等で3台の増、廃車で3台の減により、令和4年度末現在高は146台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など13の基金がある。前年度末現在高は64億3,984万1,872円であったが、年度内に減債基金など11基金で3億3,685万4,858円増加している一方、地域づくり基金など2つの基金で1億9,624万4,356円減少したことにより、令和4年度末の現在高は65億8,045万2,374円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和4年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は5.9%である。また、健全化判断比率の指標である実質赤字比率は Δ 5.9%（対前年度比4.3%増）と早期健全化基準の13.1%を下回っており、連結実質赤字比率についても Δ 16.1%（対前年度比4.5%増）と早期健全化基準の18.1%を下回っている。実質公債費比率については9.5%（対前年度比0.2%減）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても54.7%（対前年度比3.2%増）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて1%増加し89.9%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、定住促進・企業誘致等の施策により財源を確保し財政構造の弾力性の確保に努めていただきたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億1,528万6,420円（対前年度比9.4%減）、特別会計で2億1,058万2,704円（対前年度比17.4%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税9,355万6,775円、固定資産税9,189万9,172円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で1億9,186万7,659円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、様々な手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的、全庁的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力していただきたい。

(2) 不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,578 万 8,262 円、特別会計で 4,042 万 5,493 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 1,052 万 5,597 円（対前年度比 31.3%増）、固定資産税 1,227 万 500 円（対前年度比 88.6%増）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 3,121 万 9,413 円（対前年度比 11.4%増）、介護保険料 852 万 8,480 円（対前年度比 8.7%増）などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると思うが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて慎重かつ厳正に対応していただきたい。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 5 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 2 億 8,118 万 4,136 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努めていただきたい。

イ 不用額について

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、13 億 10 万 5,503 円（対前年度比 3,045 万 3,380 円減）となっており、前年度から改善されている。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の3%～5%程度が望ましいといわれている。令和4年度の実質収支比率は5.9%と、前年度より4.3%減少している。その額は、6億7,338万5,450円(前年度11億8,950万6,663円、前々年度5億3,467万5,678円)と極めて高い額となっている。

それは、諸事情によるものであるが、結果として、その額相当分が当該年度の財源として活用されていなかったと言える。

常に歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置により新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努めていただきたい。

第10 ちすび

急速に進む少子高齢化の波は、厚生労働省が当初予測した以上に加速している状況にある。

総人口に占める高齢率：28.6%（2020年）→38.7%（2070年） 日本人の出生数：81万人（2020年）→45.3万人（2070年） <参考>厚生労働省HP 及び 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

子供が減り、高齢者が増えることによる将来にわたる急激な人口減少は、社会全体に影響を及ぼすことになる。現役世代が支える年金や医療、介護といった社会保障の根本が揺らぎかねない事態になることが懸念されており、経常経費に大きく占める福祉関係経費、耐用年数を過ぎた

老朽化公共施設等の維持管理等の支出も、今後とも増加傾向となることは避けられない状況にある。本市においてもこうした事態を念頭に置いて中長期的展望に基づいた将来像を想定し、まちづくりを展開していくことが求められている。

そうした中、今般の令和4年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率については、現時点では基準をクリアしているものの、近年の県・国の平均値に対比すると良好とはいえない。また、財政力指数、経常収支比率については、課題が残るものとなっており、総合的に見て依然として厳しい財政状況下にある。

以上の状況に鑑み、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するためには、「入るを量り出ざるを為す」を基本として、無駄、斑、無理のない最少の経費で最大の効果を挙げる施策に基づく業務の遂行に徹しなければならない。

企業が成長し続けるためには、社会経済状況の変化に応じた独自の成長戦略が必要であるのと同様に、本市においても市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、財政力の強化と中長期計画の策定に基づく選択と集中による本市独自の取り組みに向けて、市執行部一丸となって一層の努力をお願いしたい。